

3. 用語の解説

(本文中に「※」がついている用語の説明集です)

あ行

◆アンダーパス

道路及び鉄道などが立体交差する場合、その下を通る構造のこと。

◆宇治市交通バリアフリー全体構想

平成 17 年 7 月策定。交通バリアフリー法に基づいて市内のバリアフリー化を推進するため、宇治市全体の交通バリアフリーに関する基本理念や基本方針を定めるとともに、基本構想を策定する地区や時期を定めるなど市内のバリアフリー化を進めるうえで基本となる事項について取りまとめたもの。

◆宇治市第 4 次総合計画

平成 13 年 3 月策定。平成 22 年を目標年次として、市民が豊かさを実感できる宇治市を築きあげていくことを目的に策定された行政運営の指針となるもの。まちづくりの理念・目標である都市像と政策の基本的方向を定めた「基本構想」、基本構想を具体化するために基本施策を体系化した「基本計画」で構成されている。

◆宇治市都市計画マスタープラン

平成 16 年 3 月策定。「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものと都市計画法に規定されており、平成 15 年に広域的な都市計画から地域の身近な都市計画についてわかりやすく、まちづくりの将来像を描いたもの。

◆宇治市都市景観形成基本計画

平成 15 年 3 月策定。宇治市都市景観条例に基づき、宇治市及び世界遺産である平等院、宇治上神社周辺を市民の象徴的な都市景観と位置づける一方、市内すべてを美しくしていこうという考えの基に都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、都市景観形成の基本方針などを定めたもの。

◆沿道型商業サービス施設

幹線道路沿いに立地する商業施設。主に自動車を交通手段とする人を対象とし、駐車場を完備するものが多い。

か行

◆回遊型商業サービス地

買い物や観光などで街を訪れる人々が街中をめぐる商業サービスのこと。

◆K & R (キスアンドライド) 乗降場

目的地までの交通手段として、自宅から駅やバス停まで自動車で送迎してもらい、そこから目的地まで車等の公共交通機関を利用する交通手段のこと。欧米の通勤スタイルから名前がつけられた。

◆交通結節機能（ターミナル機能）

乗継駅、バス停そして鉄道とバスなどの乗換えがある駅前広場のような交通動線が集中的に結節する箇所、もしくはそこでの関係機能のこと。

◆交通バリアフリー基本構想

一定規模の旅客施設を中心とした地区（重点整備地区）について、駅などの旅客施設、周辺の道路（特定経路等）、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、この重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業等を定めたもの。

◆心のバリアフリー

駅などで車いすの人などが困っている場所を見かけた時に、自然に声をかけ快くサポートできること。

◆コミュニティ道路

歩行者と車が歩車道の区分なく共存できる道路。路面改良、障害物等の設置により車の速度が上がりにくくして、歩行者の安全を図るもの。

◆コミュニティバス

一定の地域内を、地域の必要目的に合わせて運行するバス。車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置などを工夫し、地域に必要とされる目的に合わせて一定区域内で運行されるバス。

◆混雑度

道路の混雑の程度を示す指標。道路の交通量の交通容量に対する比（交通量／交通容量）で示される。混雑度は通常1日（24時間）単位または12時間単位で算出され、混雑度が1.00を超えた場合は、自動車の交通量が道路の交通容量を超えることを示す。

さ行

◆自由通路

鉄道により分断された歩行者の利便性向上のため、地表の駅舎を橋上化することなどにより、線路上空などを自由に横断できる施設のこと。

◆情報案内施設

地上出入り口からホームまでの間における、誘導や情報提供を行う設備のこと。

た行

◆トリップ

人がある目的をもってある地点からある地点へ移動する単位のこと。1回の移動でいくつかの交通手段を乗り換えても1トリップと数える。

